

平取町におけるアイヌ共用林野の設定について

共用林野とは、国が森林経営をする国有林野について、地元住民が共同して使用又は収益する権利を設定し、同一の国有林野を、国と地元住民が共に利用する制度です。普通共用林野や放牧共用林野などの種類があり、東北地方を中心に全国で約 113 万 ha の共用林野が設定されています。共用林野制度は、明治 32（1899）年に法制化された「委託林」が起源で、現在は、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づいています。

このうち、アイヌ共用林野については、平成 31（2019）年に制定された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）において新設されたもので、アイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取に共同で使用する国有林野について、共用林野制度を適用したものです。

平取町と日高北部森林管理署が締結するアイヌ共用林野の設定契約では、平取町内に住所を有し、アイヌ文化の保存、継承又は振興のために林産物を採取することが必要な者を共用者とし、伝統料理の食材となる山菜類、伝統的家屋であるチセの副資材となるしば、広葉樹の苗を育てるための種子、クチャチセ（仮設の狩小屋）を葺くトドマツの枝等を採取対象林産物として設定しています。これら採取した林産物は、アイヌ文化を体験する事業やチセの維持・修繕等において有効に活用していく予定です。

本契約では、採取の対象となる林産物資源を保護し、持続的に利用していくため、7,306ha という広大な面積を設定しています。これは、平取町内の国有林野面積（41,876ha）の約 17%に相当する広さで、本件含めて全 5 件（全て道内）のアイヌ共用林野で最大の面積となります。



山菜を用いたオハウ

（写真はニリンソウ、ミツバ及びモミジガサを使用）



チセを葺くヨシを押さえるサクマ

（広葉樹のしばを利用）



アイヌ共用林野設定予定地の合同調査

（にぶたに湖右岸の国有林野）

写真提供：（株）平取町アイヌ文化振興公社